

令和 7 年 12 月 17 日 厚生委員会

市民生活部環境政策課

議案説明資料（追加資料）

- 1 議案第59号 田川地区斎場組合同規約の変更について
- 2 議案第60号 田川地区斎場組合の解散について
- 3 議案第61号 田川地区斎場組合の解散に伴う財産処分について
- 4 議案第62号 田川地区広域環境衛生施設組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

厚生委員会（令和7年12月10日（水）開催）からの質問事項等について

1 一部事務組合統合に関連する事項

| 区分 | 案 件（質問事項等） | 回 答 |
|----|---|--|
| 1 | <p>組合統合に関する会議資料の提供等について</p> <p>①市町村長会議や準備委員会等で使用された資料の提供について</p> <p>②統合のメリット（財政面・人員等）</p> <p>③統合しなかった場合の検討</p> <p>④各組合の研修等の実施状況</p> | <p>①副市町村長会議において、配布資料（組織図、統一見解）を決定しており、議論の過程等の資料の配布は控えてほしいとのことであった。（担当課長会議）</p> <p>②具体的な検討は行っていないが、財政面については、主な経費の削減として議会費約850千円（令和7年度予算ベース）の他、電算システム関係経費の減額が見込まれる。また、人員については、共通する総務部門の事務の統一化によって斎場組合の派遣職員（2名）を減少させることを念頭に組織編制を検討する予定とのことであった。</p> <p>③令和6年12月頃から各市町村衛生担当課長により、斎場の事務について課題（内部事務の停滞、職員体制のひっ迫）解決を行うため、協議体を組織し、一部事務組合統合についての協議がなされた。3月に管理者（福智町長）から各市町村長に提案があり、5月には基本合意書の締結に至った。このことから、統合しなかった場合の検討は行われていないとのことであった。</p> <p>④斎場組合では職員研修の実績はないが、広域組合では人権研修を実施した。また、当組合が設立から間もないことから、今後の人材育成等の研修に関し、構成自治体と連携し取り組んでいくとともに、スケールメリットを生かした人材育成に取り組むとのことであった。</p> |

| 区分 | 案 件（質問事項等） | 摘 要 | |
|----|-----------------------------|---|--|
| 2 | し尿処理に関し求めてきた資料の提出について | ①文書により5月、8月に提供を求めてきた情報について | ①提供を求めてきた情報について、現在までに広域組合から新たに示された情報を精査し、その資料を基に広域組合と協議を実施した。（別紙添付） |
| 3 | 町村のみで新組合を組織する職員等の発言について | ①本市議会が統合関連議案に否決した場合、郡部のみで組合を組織するほうが良いのではないかと発言があったことに関し、課長から委員会に報告があったがその真意について | ①統合に関する協議の中で、課長会議や分科会で発言があったことから、会議の発言・雰囲気を変えたものであり特段の意図があったものでない。 |
| 4 | し尿処理許可に係る判決への対応について | ①判決後の対応について | ①12月23日（火）開催予定の広域組合議会において報告する予定であり、その前に回答できないとのことであった。組合議会への報告内容については、後日、当委員会に報告したい。 |
| 5 | C工区新規業者が事業系ごみの搬入許可された経緯について | ①搬入許可に関し、不許可から許可に変更となったことについて | ①現時点において、本件を組合議会に報告する予定がないため、現段階では回答はできないとのことであった。今後、組合議会に報告があった場合は、当委員会に報告したい。 |

2 その他

一般廃棄物（し尿及びし尿浄化槽汚泥）収集運搬等に関する情報提供の状況について

1 令和6年5月23日付け文書に係るもの

| No. | 田川地区広域環境衛生施設組合に求めた情報の内容 | 各情報に係る精査の結果 |
|-----|---|--|
| 1 | 地区割の見直し結果に係る詳細（事業者名及び地区名・区域名等が分かるもの） | 令和6年4月30日に概要図を提供いただいた。（同日開催の広域組合準備室会議終了後、事務局から） |
| 2 | 各事業者の受持ち数等の平準化を行うに当たっての数値等の基準に係る資料 | 各業者間の収集運搬量の格差及び飛び地の存在がある旨の説明がなされた。（令和6年12月20日開催の広域組合議会において組合長から） |
| 3 | し尿等収集運搬業の許可の根拠となる一般廃棄物処理計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条に規定するもの）の内容 | 令和6年5月30日に田川市区域分を提供いただいた。（同日開催の広域組合準備室会議終了後、事務局から） |
| 4 | し尿等収集運搬業の許可取消及び浄化槽清掃業の不許可となった本市所在の2業者に係るそれぞれの処分理由の詳細及び2業者の現状 | <p>許可取消、不許可の理由については、令和6年10月開催の広域組合・東部組合合同全員協議会で詳しく説明した旨の発言がなされた。（令和6年12月20日開催の広域組合議会において組合長から）</p> <p>【同組合議会における訴訟に関する説明概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可取消及び不許可の理由は、廃棄物処理法等の規定に違反したこと ・ 一般廃棄物収集運搬業及び浄化槽清掃業の許可に関して、2業者からの訴訟であること ・ 訴訟に関する費用は、弁護士委託料及び法律相談等に伴う旅費であり、330万円の補正を令和6年4月30日付けで専決したこと <p>また、令和7年11月開催の田川市議会全員協議会においても発言がなされた。（令和7年11月26日開催の田川市議会全員協議会において組合長から）</p> |
| 5 | 地区割の見直し等に伴う市民と業者との契約に係る問題への対処方法 | 一般廃棄物（し尿等）収集運搬業の地区割及び不許可等に関する問合せは、広域組合において対応する旨の説明がなされた。（令和7年4月18日開催の8市町村衛生担当課長会議終了後、事務局から） |

| No. | 田川地区広域環境衛生施設組合に求めた情報の内容 | 各情報に係る精査の結果 |
|-----|---|---|
| 6 | 次のし尿処理施設のいわゆる性能保証期間、同保証期間内における修繕費としての負担の有無及び施設稼働後から現在に至るまでの修繕費の発生状況並びに当該修繕費が発生している場合における修繕計画の有無及びその内容 (1) 名称 田川地区クリーンセンター (2) 位置 福岡県田川郡大任町大字大行事2259番地 | 令和3年から令和17年度までの15年間のメンテナンス計画（プラントメーカーの推奨計画）があるが、非常に高額であることから、広域組合では、第三者機関である環境コンサルタント会社等に精査及び協議検討を行い、可能な限り最小の経費によるメンテナンス修繕を行っている旨の説明がなされた。（令和6年12月20日の広域組合議会で事務局から） |
| 7 | 上記の1、2、3、5及び6のうち、本市から市民への周知が可能である情報 | 各情報とも本市から市民への周知ではなく広域組合に問い合わせいただく情報であると整理した。 |

2 令和6年8月8日付け文書に係るもの

| No. | 田川地区広域環境衛生施設組合に求めた情報の内容 | 現在（R7.12.17） |
|-----|--|---|
| 1 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第7条第1項、田川地区広域環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例（令和3年条例第22号）第6条第1項及び田川地区広域環境衛生施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（令和3年規則第17号。以下「規則」という。）第6条の規定により、貴組合において許可を行うに当たり組合長への提出を求めた書類等について (1) 規則第6条第10号に定める「その他組合長が必要と認める書類」の内容（各事業者の受持ち数等の平準化を行うための資料を含む） (2) 上記(1)の書類に記載された情報の使用状況（使用範囲及び他者への提供状況） | 一般廃棄物（し尿等）収集運搬業の地区割及び不許可等に関する問合せは、広域組合において対応する旨の説明がなされた。（令和7年4月18日開催の8市町村衛生担当課長会議終了後、事務局から） |
| 2 | 廃棄物処理法第7条第5項第2号に定める「申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること」との規定について、し尿等収集運搬業の許可に関して、貴組合の一般廃棄物処理計画のうち、同条第5項に規定するとおり適合していると認める際の判断に係る記載部分（令和6年度田川地区広域環境衛生施設組合一般廃棄物処理計画に記載がある場合は、該当箇所を明示） | |